

令和4年度町立こども園の保育料一覧表

○保育料

対象者：３号認定（保育認定）の子ども（※３歳以上児は無償。）
※ひとり親世帯等で低所得の場合

各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	均等割課税世帯	8,000	7,200
第4	所得割課税額48,600円未満	10,000	9,000
第5	所得割課税額57,700円未満	16,000	14,400
	所得割課税額72,800円未満	16,000	14,400
第6	所得割課税額77,101円未満	22,000	19,800
	所得割課税額97,000円未満		
第7	所得割課税額169,000円未満	27,000	24,300
第8	所得割課税額235,000円未満	36,000	32,400
第9	所得割課税額301,000円未満	40,000	36,000
第10	所得割課税額301,000円以上	45,000	40,500

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定義	保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	円 0	円 0
第3	均等割課税世帯	3,500	3,150
第4	所得割課税額48,600円未満	4,500	4,050
第5	所得割課税額72,800円未満	8,000	7,200
第6	所得割課税額77,101円未満	8,000	7,200
	所得割課税額97,000円未満	22,000	19,800

参考：「岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則」より

◆免除規定

第8条関係

- (1) 教育・保育認定保護者が現に養育している18未満児のうち3人目以降の子ども：全額免除
(2) 保護者に負担能力がないと認めるとき：全額または一部免除
(3) そのほか町長が特に必要と認めるとき：全額または一部免除

別表 備考5

第3階層から第10階層までの世帯で、入園している就学前子どもが2人以上いる世帯
ア 年長者（2人以上の場合は、そのうちの1人）：表の金額
イ ア以外の就学前子ども：×0.5

備考6

第3階層から第5階層（所得割課税額57,700円未満）の、2人以上の特定被監護者がいる世帯
ア 第1子：表の金額
イ 第2子：×0.5
ウ 第3子以降：0

備考7

ひとり親世帯等で第3階層から第6階層（所得割課税額77,101円未満）の、2人以上の特定被監護者がいる世帯
ア 第1子：4の表の金額
イ 第2子以降：0

参考：国基準

対象者：３号認定（保育認定）の子ども（※３歳以上児は無償。）
※ひとり親世帯等で低所得の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	所得割課税額48,600円未満	19,500	19,300
第4	所得割課税額57,700円未満	30,000	29,600
	所得割課税額97,000円未満	30,000	29,600
第5	所得割課税額169,000円未満	44,500	43,900
第6	所得割課税額301,000円未満	61,000	60,100
第7	所得割課税額397,000円未満	80,000	78,800
第8	所得割課税額397,000円以上	104,000	102,400

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	保育時間	
		保育標準時間	保育短時間
第2	市町村民税非課税世帯	円 0	円 0
第3	所得割課税額48,600円未満	9,000	9,000
第4	所得割課税額77,101円未満	9,000	9,000
	所得割課税額97,000円未満	30,000	29,600